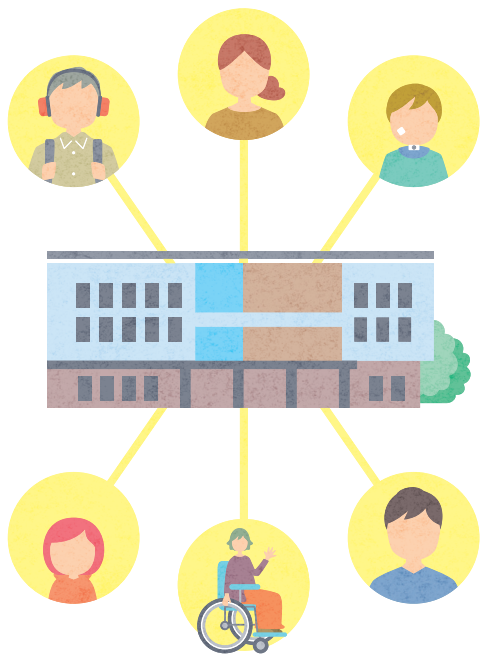


基幹相談支援センターとは

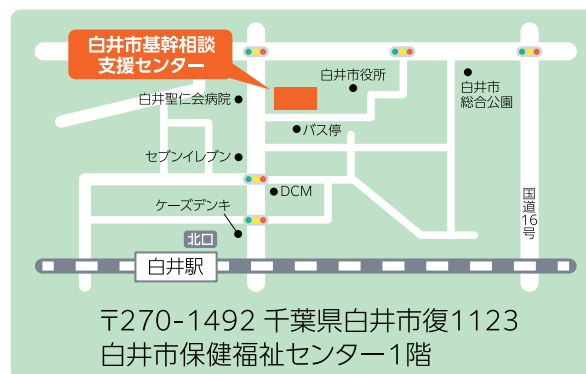
基幹相談支援センターは、障がい福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関です。多種多様な障がい特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障がい者などがどのような相談もできる窓口です。通常の「相談支援事業所」は、主として障害福祉サービスを利用する障がい者向けにケアマネジメントと伴走支援を行います。基幹相談支援センターでは、①どのような相談も受け付ける（具体的な障害福祉サービス利用につながらない相談事項にも対応する）、②地域全体の「支援力」を底上げする役割も担っている（地域課題を解決するための地域連携体制の構築、人材育成やバックアップなど）という違いがあります。



法人の想い

私たちの法人名は「フラットな社会を創りたい」という想いを表現しています。フラットな社会とは、障がいの有無にかかわらず誰もが同じ「生活の質」でいられること、すなわち「全ての人が【あたりまえをあたりまえに行えている】こと」を指します。

アクセス



市内循環バスナッシー号「白井市役所」下車すぐ

- 電車 北総線「白井駅」下車徒歩約15分
- お車 国道16号線「白井交差点」より車で2分
- バス ちばレインボーバス「白井市役所入口」下車徒歩3分

お問い合わせ

平日の午前8時30分～午後5時15分まで

☎ **047-401-1158**

☎ **047-498-4832**

✉ shiroi-kan@flat.or.jp

🌐 <https://flat.or.jp/>



緊急電話相談 **080-3304-1590**

※窓口開所時間以外も緊急のご相談を受け付けています。

白井市

基幹相談 支援センター



障がいのある方やご家族の
地域の総合相談窓口



FLAT 社会福祉法人フラット

取り組み内容

1 一般的・総合的・専門的な相談支援

- ワンストップの相談窓口として、様々な障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援を実施します。

2 地域の相談支援体制の強化の取組

- 個別のケース対応について市内の相談支援事業所からの相談に応じ、バックアップを行うほか、支援が困難なケースに対しては協働して支援にあたります。
- 定期的に事例検討会や研修会を開催し、地域の相談支援専門員の人材育成の支援を行います。
- 子どもや高齢者など障がい福祉分野以外の支援者の皆さんとの連携強化にも取り組めます。

3 地域移行・地域定着の促進の取組

- 病院や施設などで長年暮らしている方たちがグループホームや一人暮らし、家族との生活を始めることを支援します。また、その方たちの生活が安定して継続できるように支援します。
- 家族と同居している方たちが、一人暮らしやパートナーとの暮らしを始めることを支援します。

4 地域自立支援協議会の運営

- 障がいのある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていけるような体制作りのための定期的な協議の場である地域自立支援協議会の運営を行います。

5 権利擁護・虐待の防止

- 成年後見制度の利用支援や障がいのあるご本人の意思決定支援などを行います。また、障がい者虐待に関する通報の届け出を受け、関係機関とともに対応方法を協議して解決へ向けた支援を行います。

6 障がい者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

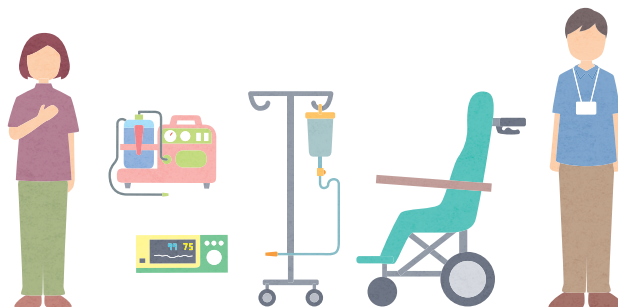
- 地域の相談支援専門員が業務に活用できるよう地域における様々な支援機関の情報の収集、集約、発信を行います。

対象者

白井市内在住（白井市が援護地）の障がい（疾病）のある方及びそのご家族、地域の方、関係機関等
※年齢や障がい種別は問いません。

医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等やご家族に対して、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの他分野支援が総合的・包括的に提供できるよう、調整を図ります。



よくある質問



どんな人が相談できますか？

白井市内在住の障がい（疾病）のある方及びそのご家族、地域の方、関係機関等です
※年齢や障がい種別は問いません。



どんな人が働いていますか？

主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、医療的ケア児等コーディネーター等を配置しています。



費用はかりますか？

白井市より委託された公的な窓口のため費用はかかりません



担当者は

になります。